

## 訪問型サービスの基準

		介護予防訪問介護相当サービス	基準緩和型訪問サービス
対象者		要支援 1・2 の認定がある者、又はチェックリストに基づき事業の対象になった者で、次の①②のいずれかに該当するもの ① 28年9月末時点で、介護予防訪問介護を利用しているケース ② ①以外で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、身体介護が必要と認められるケース	要支援 1・2 の認定がある者、又はチェックリストに基づき事業の対象になった者で、心身の状況や環境等を調査した結果、下記 2 項目以上の支援が必要と認められるケース ◆入浴見守り、◆掃除、◆買い物、◆調理・配膳、◆洗濯、◆服薬確認、◆認知症、精神見守り、◆外出支援
提供事業者の指定		市指定	同左
実施主体		訪問介護事業所	訪問介護事業所 及び 小規模多機能居宅介護事業所
人員基準	管理者	常勤・専従 1 人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	専従 1 人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	訪問介護員等	常勤換算 2.5 人以上 【資格要件】 訪問介護の要件に同じ	従事者：必要数
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上 ※一部非常勤職員も可能 【資格要件】 訪問介護の要件に同じ	【資格要件】：訪問介護事業所職員 又は、小規模多機能居宅介護事業所職員であって、市の指定する一定の研修を終了した者（又は福岡県の研修等、同等の研修を受けたもの）
設備基準		◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画、 ◆必要な設備・備品	同左
運営基準		◆個別サービス計画の作成、◆運営規定等の説明・同意 ◆提供拒否の禁止、◆廃止・休止の届出と便宜の提供 ◆訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等、◆事故発生時の対応 等	◆運営規定等の説明・同意、 ◆従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等、◆事故発生時の対応、 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供
サービス内容		◆身体介護（入浴、排泄、食事等の介助） ◆生活支援（掃除、洗濯、買い物、食事の準備等の支援）	◆生活支援（掃除、洗濯、買い物、食事の準備等の支援）のみ 1 回あたりのサービス提供時間は 45～60 分）
サービス単位数		◆週 1 回程度の利用（1 か月）：事業対象者・要支援 1・2：1,168 単位 ◆週 2 回程度の利用（1 か月）：事業対象者・要支援 1・2：2,335 単位 ◆週 3 回程度の利用（1 か月）：事業対象者・要支援 2：3,704 単位	◆週 1 回の利用（1 か月）：818 単位
利用者負担金		1 割～3 割負担	同左
加算		有	無

## 通所型サービスの基準

		介護予防通所介護相当サービス	基準緩和型通所サービス
対象者		要支援 1・2 の認定がある者、またはチェックリストに基づき事業の対象になった者で、次のいずれかに該当するもの。 ① 28 年 9 月末時点で、介護予防通所介護を利用しているケース ② ①以外で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、身体介護が必要と認められるケース ③ ①②以外で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、 <u>専門的なサービスが必要と認められるケース</u>	要支援 1・2 の認定がある者、又はチェックリストに基づき事業の対象になった者で、心身の状況や置かれている環境等を調査した結果、支援が必要と認められるケース
提供事業者の指定		市指定	同左
実施主体		通所介護事業所	介護サービス事業所
実施場所		通所介護事業所	地域交流施設及び地域交流施設に準ずる施設 (空き家を活用した地域サロン、コミュニティセンター等)
人員基準	管理者	常勤・専従 1 人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	管理者：専従 1 人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 (地域交流施設に併設の小規模多機能居宅介護や認知症対応型共同生活介護の管理者が兼務することを想定)
	生活相談員	専従 1 人以上	
	看護職員	専従 1 人以上	
	介護職員	～15 人：専従 1 人以上、16 人～：利用者 1 人に専従 0.2 人以上	
	機能訓練指導員	1 人以上	
	その他	※生活相談員・介護職員の 1 人以上は常勤 ※定員 10 人以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか 1 人の配置で可	----- ・利用者 10 人以下の時は、上の管理者(専従 1 人以上)に加えて、専従 1 人(ボランティア可)以上 ・利用者 10 人を超える時は、上の管理者(専従 1 人以上)に加えて、利用者 1 人につき必要数(ボランティア可)を追加
設備基準		◆食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)、 ◆相談室(相談の内容が漏えいしないよう配慮)、◆静養室・事務室、◆必要なその他の設備・備品、◆消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・サービス提供に必要な設備	◆サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)、 ◆必要な設備・備品
運営基準		◆個別サービス計画の作成、◆運営規定等の説明・同意、◆提供拒否の禁止、◆従事者の清潔の保持・健康状態の管理、◆秘密保持等、◆事故発生時の対応◆廃止・休止の届出と便宜の提供 等	◆運営規定等の説明・同意、◆従事者の清潔の保持・健康状態の管理、◆秘密保持等、◆事故発生時の対応、◆廃止・休止の届出と便宜の提供
サービス内容		◆身体介護(入浴、排泄、食事等介助)、◆生活援助、◆機能訓練等 ◆送迎サービス	◆運動・レクリエーション等の実施 ※送迎：必須ではない(自分で通える人や友人等の送迎でも可) ※食事・入浴：必須ではない(希望者は実費で利用可。入浴は見守り) ※サービス提供時間：2 時間程度でも可
サービス単位数		◆週 1 回程度の利用(1 か月)：事業対象者・要支援 1：1,647 単位 ◆週 2 回程度の利用(1 か月)：事業対象者・要支援 2：3,377 単位	◆週 1 回の利用(1 か月)：1,153 単位
利用者負担金		1 割～3 割負担	同左
加算		有	無